

第1回熊本市人権尊重のまちづくり条例（仮称）検討委員会

資料（案）

令和7年（2025年）8月21日
熊本市文化市民局人権政策課

(目次)

◆ 条例の策定について

次回、審議いただく項目について…………… 13

条例の策定について

1 条例を策定するに至った背景

(1) これまでの人権教育・啓発の取組み

参考資料 ① - (1)

- 本市では、令和2年3月に「第二次熊本市人権教育・啓発基本計画」を策定し、様々な人権課題の解決に向け、市民や企業等と行政が一体となって、人権教育・啓発の取組を進めてきたところですが、令和6年3月に、社会情勢の変化に伴い多様化する人権問題に対応するため「第二次基本計画」の一部見直しを行い、5つの基本方針（図1）を基に、総合的かつ計画的に人権教育・啓発に取り組んできました。
- 一方で、令和5年に実施した市民アンケート（図2）では、計画の検証指標の「一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合」及び「自分の人権が侵害されたことがないと思う市民の割合」はともに目標値に届かず、十分な成果が表れているとは言えない状況です。

図1

● 基本方針

一人ひとりの人権が尊重される豊かで暮らしやすい社会を実現するため、次の5つの方針を基に、人権教育・啓発を推進しています。

① 市民参画と協働による人権教育・啓発の推進

② 人権尊重を基調とした施策の推進

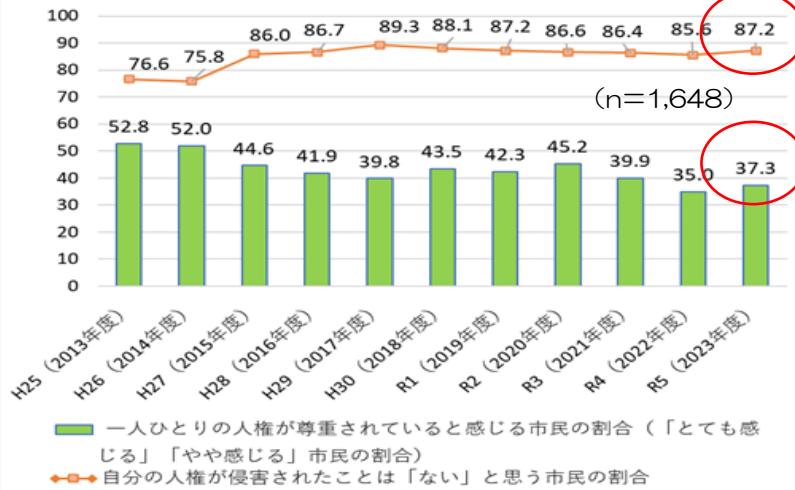
③ 人権感覚豊かな市職員の育成

④ 関係機関等との連携強化

⑤ ヘイトスピーチへの迅速な対応と条例等の制定による差別の解消に向けた取組

図2

総合計画にかかる人権に関する市民アンケート結果



R5年度	目標値	実績値
■	47.0%	37.3%
—	92.0%	87.2%

条例の策定について

1 条例を策定するに至った背景

(2) 市民アンケートからみた本市における人権侵害 (令和6年度) 参考資料①- (2)

調査期間：R7年（2025年）2月18日～R7年（2025年）3月18日 調査方法：WEB又は紙文書によるアンケート方式

調査対象：熊本市内に居住している方、又は通勤・通学している方 回答数受付数：1,266件

- 本市（図1）では、「今まで自分や身近な人の」人権を侵害されたことが「ある」は51.8%、「ない」は48.0%でした。
- 内閣府の世論調査（図2）では、「今まで自分の」人権が侵害されたことが「ある」は27.8%、「ない」は71.0%でした。
- 内閣府は「自分の」人権侵害の有無を質問していますが、本市は「身近な人」の人権侵害にまで対象を広げているため、単純比較はできませんが、身近なところで人権侵害が発生し、その内容も、本市も全国も同じ状況となっています。

図1

熊本市（R6年度）

（今まで自分や身近な人の人権が侵害されたこと）

人権侵害の経験の有無

ある 51.8%

ない 48.0%

無回答 0.2%

経験した人権侵害の内容

あらぬ噂・悪口・かけ口 52.2%

職場での嫌がらせ 30.4%

名誉・信用のき損・侮辱 29.7%

学校でのいじめ 28.1%

性別・社会的身分などによる差別 21.7%

セクシャルハラスメント 20.5%

プライバシーの侵害 15.7%

使用者の時間外労働の強制 15.3%

強要・暴力・強迫 13.3%

警察官などの公務員からの嫌がらせ 12.1%

配偶者やパートナーからの嫌がらせ 11.1%

その他 8.3%

人種・信条による差別待遇 8.1%

地域社会での嫌がらせ 6.4%

児童虐待 4.3%

社会福祉施設の職員の不適行為 3.9%

答えたたくない 1.6%

図2

内閣府（R4年度）

（今まで自分の人権が侵害されたこと）

人権侵害の経験の有無

ある 27.8%

ない 71.0%

無回答 1.2%

経験した人権侵害の内容

あらぬ噂・悪口・かけ口 54.4%

職場での嫌がらせ 30.1%

名誉・信用のき損・侮辱 22.9%

プライバシーの侵害 18.8%

学校でのいじめ 18.1%

使用者の時間外労働の強制 17.1%

セクシャルハラスメント 16.0%

人種・信条・性別・社会的身分による差別待遇 15.3%

悪臭・騒音などの公害 13.4%

強要・暴力・強迫 11.3%

警察官などの公務員からの嫌がらせ 10.2%

配偶者やパートナーからの嫌がらせ 7.2%

地域社会での嫌がらせ 6.9%

その他 4.4%

児童虐待 3.7%

社会福祉施設の職員の不適行為 2.5%

無回答 0.2%

条例の策定について

1 条例を策定するに至った背景

(2) 市民アンケートからみた本市における人権侵害 (令和6年度) 参考資料①- (2)

- 将来、自分や身近な人の人権が侵害されるのではないかと不安に思うことがあるかとの問い合わせに対し、(図1)「ある」は48.0%、「ない」は51.2%でした。
- (前のページの図1)において人権侵害された経験がある市民が、将来、人権侵害への不安があると回答した割合(図2)は71.2%と高く、人権侵害の経験が、将来においても不安であるといった関係が見られています。

図1

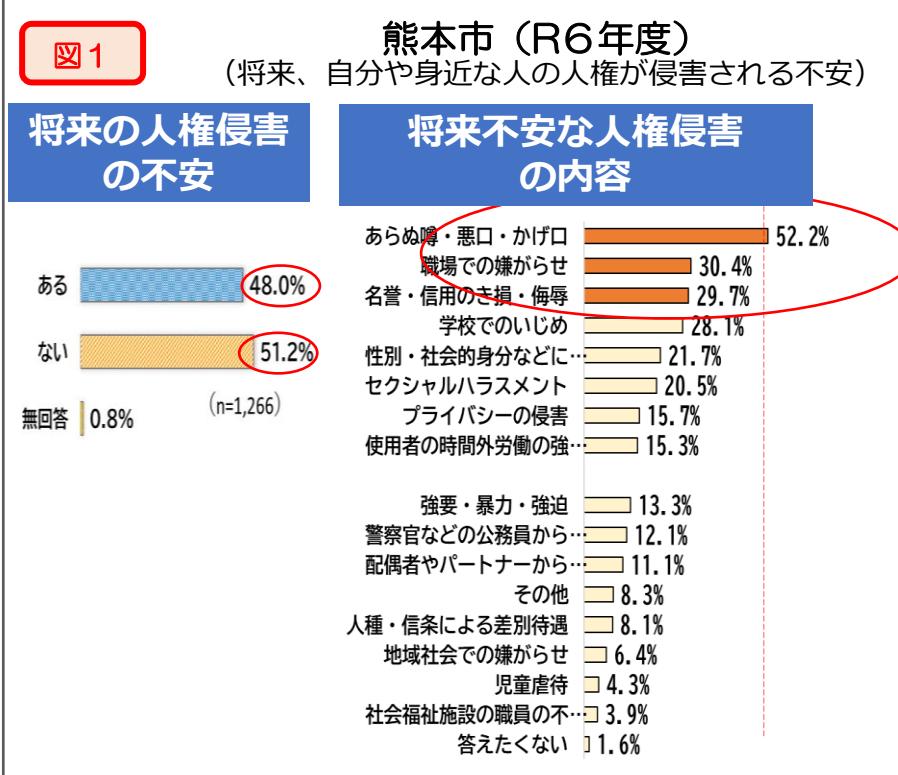
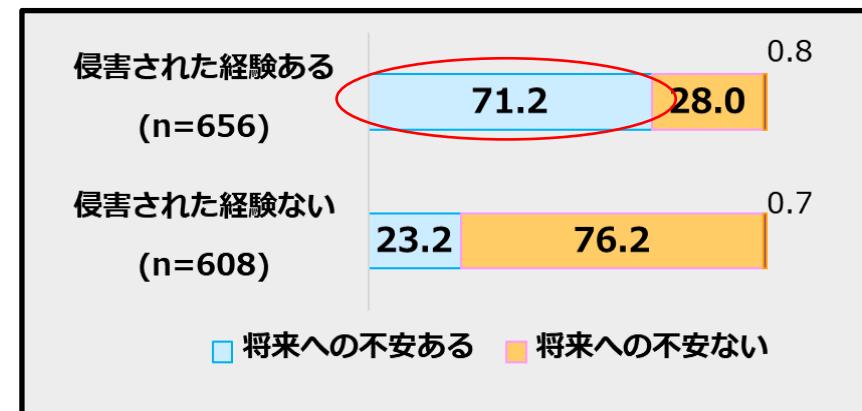


図2



条例の策定について

1 条例を策定するに至った背景

(2) 市民アンケートからみた本市における人権侵害 (令和6年度) 参考資料①- (2)

- ▶ 本市(図1)では、関心がある人権問題の上位は「障がいのある人」51.4%、「女性(男性)」48.1%、「こども」45.8%、「インターネット」40.9%でした。「インターネットに関する人権問題」は全国的(図2)にも関心の高い人権問題となっています。

関心がある人権問題

図1

熊本市(R6年度)

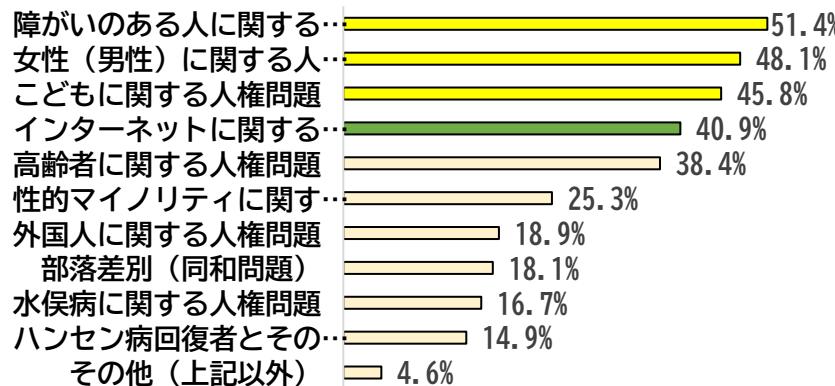
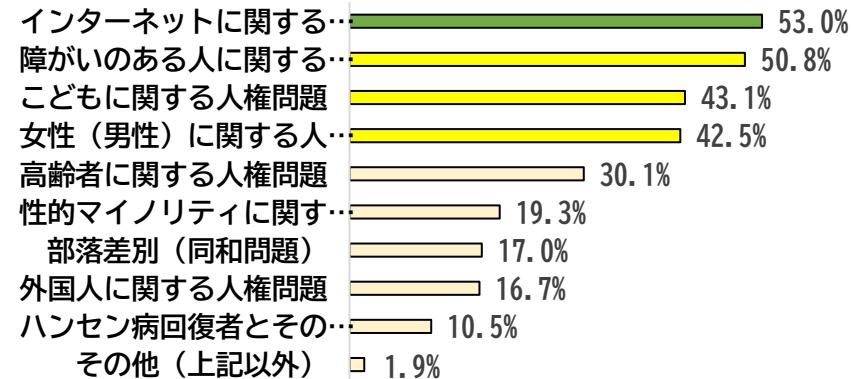


図2

内閣府(R4年度)



インターネットに関する人権問題について

- ▶ R4年の内閣府の調査では、前回(H29年)調査から10ポイント増加して最も関心の高い人権問題となっている。
- ▶ 国の「人権教育・啓発基本計画(第二次)」では、「様々な人権課題に関連して、インターネットを介した人権侵害が深刻化しているところ、このような状況が更に進むことによって、社会の分断を招き、ひいては、基本的人権の根幹を搖るがす恐れが生じることにもなりかねない。」情勢の変化に留意する必要性が述べられています。
- ※ SNS等の普及により、急速に深刻化している様々な問題として、SNS上の誹謗中傷、名誉毀損、プライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、子どもの性被害などがあげられます。参考資料①- (3)

条例の策定について

1 条例を策定するに至った背景

(2) 市民アンケートからみた本市における人権侵害 (令和6年度) 参考資料①- (2)

- 本市の人権への取組について、どう思うかという質問（図1）に対し、「今よりも充実させるべき」が 54.4%、「今の取組で十分である」が 12.6%、「取組内容を知らない、関心がない」が 33.3% でした。
- 「今よりも充実させるべき」と回答した方が、どんな取組を必要と思うか（図2）については、様々な場面において「人権教育・啓発の充実」と回答した割合が高い傾向が見られました。

図1

本市の人権への取組をどう思うか

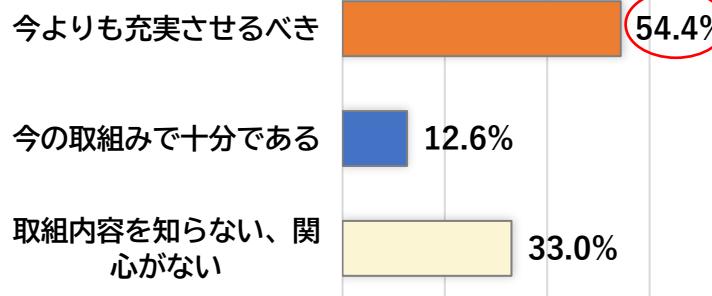
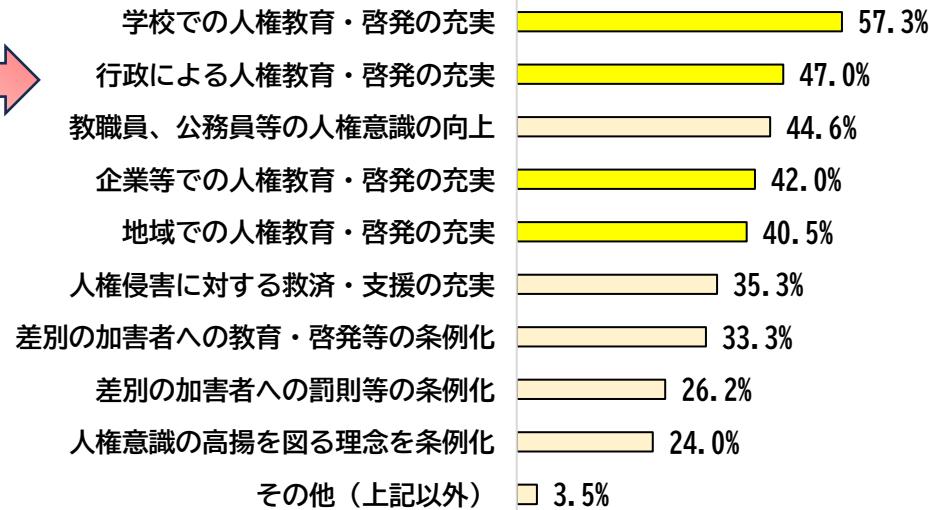


図2

本市にはどんな取組が必要か



条例の策定について

1 条例を策定するに至った背景

(3) 令和6年の国内の人権侵犯事件（インターネット）の動向

参考資料 ① - (3)

- 法務省の「令和6年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）」では、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の開始件数（図1の青の折線）は、依然として高水準で推移していると報告されています。
- 令和6年に、上記事件を処理した件数（図2の青の折線） 1,910件のうち、人権擁護機関が違法性を判断した上で、プロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求める「要請」^(注)を行った件数（図2のオレンジの折線） 628件で、全体の約3割を占めています。

図1

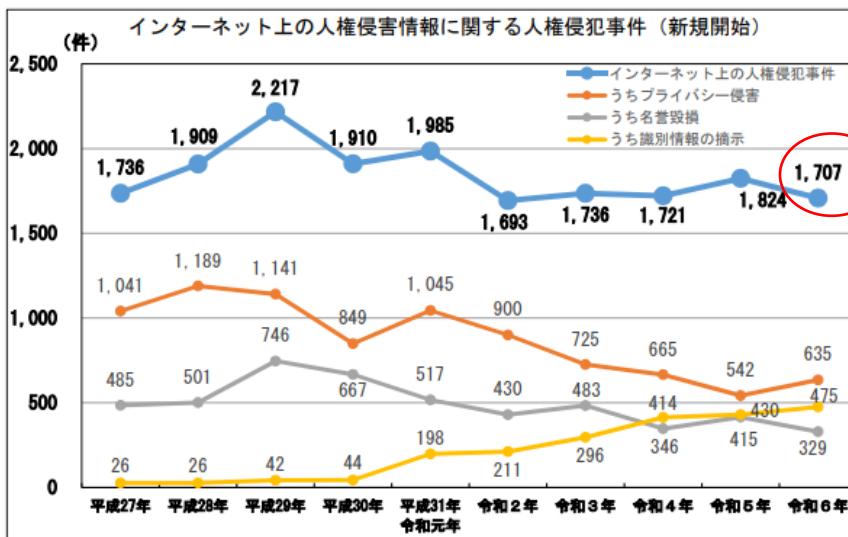
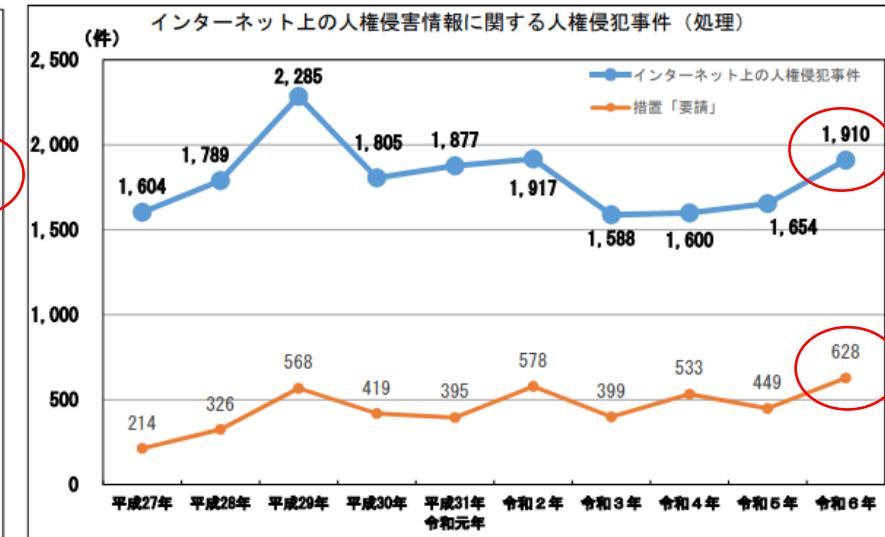


図2



（注）人権擁護機関の処理には、ほかに「調整」、「説示」、「勧告」、「告発・通告」がある。

条例の策定について

1 条例を策定するに至った背景

(4) 他の指定都市の条例制定の動き

- ▶ 熊本県内では、県及び44市町村（熊本市を除く）で人権に関する条例を制定しています。
- ▶ 指定都市20市の中で、6市が人権に関する条例を制定しています。近年では、ヘイトスピーチやインターネット上の人権問題が深刻化していることや、多様性の尊重、共生社会の実現といった人権課題に対応するため、条例を新たに制定する動きが見られています。
- ▶ なお、名古屋市においては、R7年4月に条例制定に向け具体的な検討を開始しています。

条例・条例に定める事項等		立法事実等	申立受付機関	調査機関	勧告・命令等	公表	罰則	備考
人 権 全 般	規制的 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例【R元.12月】	在日韓国人等へのヘイトスピーチの激化	○	○	○	○	○	差別防止措置や罰則の適用は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）を対象に行う。
	理念的 相模原市人権尊重のまちづくり条例【R6.4月】	津久井やまゆり園の事件	○	○	○	○	×	差別防止措置は、ヘイトスピーチに限定せず不当な差別的言動全般を対象に行う。
	理念的 大阪市人権尊重の社会づくり条例【H12.4月】	社会情勢の変化・人権課題への対応	×	×	×	×	×	条例の目的、市、市民、事業者の責務、審議会の設置等を定めた理念条例
	理念的 堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例【H18.12月】	指定都市移行を契機（社会情勢変化・人権課題対応）	×	×	×	×	×	条例の目的、市、市民、事業者の責務、推進計画の策定、審議会の設置等を定めた理念条例
個別の課題	規制的 浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例【R7.3月】	人権尊重社会の実現	×	×	×	×	×	外国人や性的マイノリティへの差別解消、性的指向など「アウティング」の禁止等を定める理念条例 ※当事者等との意見調整を経て予定から3年遅れて制定
中 検 討	規制的 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例【H28.1月】	在日韓国人等へのヘイトスピーチの激化	○	○	×	○	×	ヘイトスピーチを抑止するため、その内容を被害者の申出又は職権により公表する。
	理念的 さいたま市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する条例【R6.4月】	SNSの誹謗中傷の増加（議会PT）	○	×	×	×	×	インターネットリテラシーの向上施策の推進、誹謗中傷等の相談支援体制の整備
中 検 討	名古屋市（仮称）人権条例	名古屋城差別発言	人権侵害に対する相談体制、救済・支援、市施設での差別的言動への予防措置等を検討中				名古屋城差別発言の検証委員会から再発防止措置の提言【R6.9月】 R7年4月、第1回検討会を開催	

※ 規制的…基本的な事項に加え、人権侵害をしたものに勧告や命令、氏名等の公表、罰則を課す規定を設けているもの。

※ 理念的…基本的理念や方向性、行政や市民の責務、人権教育・啓発などを規定しているもの。

条例の策定について

1 条例を検討するに至った経緯

(6) これまでの整理

- 本市では、人権尊重の社会を目指し、人権教育や啓発に取り組んできましたが、これまで実施した人権に関する市民アンケートの結果では、人権が尊重されていると感じる市民の割合は伸び悩み、人権に関する将来への不安を感じている割合も過半数を超えています。また、人権に関する取組の充実を求める声も多く寄せられています。
- 国の調査や報告書等においても、従来からの人権課題に加え、インターネット上の誹謗中傷や差別を助長する表現の増加が課題となっており、SNSの普及によって人権問題はさらに複雑化し、深刻化している状況が報告されています。
- 国の動きでは、人権三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法）や、「L G B T 理解増進法」など、差別の解消や多様性に寛容な社会の実現に向けた法整備が行われています。また、近年、指定都市においても、ヘイトスピーチやインターネット上の誹謗中傷などが深刻化していることや、多様性の尊重、共生社会の実現といった人権課題に対応するため、人権に関する条例を新たに制定する動きが見られています。

これらを踏まえ、本市では、差別的偏見やインターネット上の誹謗中傷、外国人への偏見・差別など、あらゆる人権問題に対する不安に対し、市民、事業者、行政が一体となって人権尊重が当たり前の地域社会の実現を目指すため、条例制定に向けて取り組むことといたしました。

条例の策定について

2 条例策定の進め方

- 条例策定に向け、委員の皆様からいただいたご意見をとりまとめ、事務局で（案）を作成します。
「構成案」→「骨子案」→「素案」の順にご審議いただき、進めてまいりたいと考えています。

○ 「構成案」

〈前文〉、〈目的〉、〈基本理念〉、〈市の責務〉、〈市民の責務〉、〈事業者等の責務〉、〈差別等の禁止〉、〈審議会の設置〉、〈相談、救済の方法〉、その他、地域の実情にあった取組の方向性等、条例のに盛り込むべき内容や順序について、その全体像を「章立て」の形などで示したもの。



○ 「骨子案」

構成案をもとに、それぞれ具体的な内容や施策等を簡潔にまとめたもの。



○ 「素案」

骨子案をもとに、実際の条文形式に整理したものです。

パブリックコメントを求めることができる程度に正式な条例に近い形にまとめる。

○ 「逐条解説」

条文を理解するため、その意味や背景等を整理したもの。

今後のスケジュールについて（予定）

年	月	回	主な審議内容（案）
令和7年度	8月	第1回	(1) 正副委員長選出 (2) 条例策定について (3) 今後のスケジュール（予定）について
		第2回	(1) 人権課題について (2) 構成案について（説明）
		第3回	(1) 構成案について
		第4回	(1) 構成案について (2) 骨子案について（説明）
		第5回	(1) 骨子案について (2) 素案について（説明）



審議継続

※ 日程等は現時点での（案）です。検討状況に応じて変更することがあります。

次回、審議いただく項目について

- ▶ 人権に関する課題
ご意見をいただく様式を配布しますので、次回検討委員会前に提出をお願いいたします。

- ▶ 条例の構成案について、事務局からご説明いたします